

亀岡市成人式実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）第2条に規定する成人の日の趣旨（おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます）に則り、新成人の門出を祝福するため、亀岡市成人式（以下「成人式」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(主催)

第2条 成人式は、亀岡市、亀岡市教育委員会が主催し、亀岡市成人式実行委員会が組織されている場合は亀岡市成人式実行委員会を含める。

(実施日)

第3条 成人式の実施日は、法で定める成人の日とする。ただし、主催者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(対象者)

第4条 成人式の対象者は、成人式の実施日が含まれる年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間に満20歳に達する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 亀岡市に住所を有する者
- (2) かつて亀岡市に住所を有し、亀岡市内の公立学校に在籍した者で参加を希望する者
- (3) 前2号に定める者のほか、成人式に参加を希望し教育長が認めた者

(成人式の構成)

第5条 成人式は、式典及びこの規程の趣旨にかなった行事をもって構成する。

(成人式検討委員会の設置)

第6条 成人式の基本的な方針を定めるため、亀岡市成人式検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は教育委員会事務局の中に置く。
- 3 検討委員会については別途規程を定め、その規程によるものとする。

(成人式実行委員会の設置)

第7条 成人式を企画し、実施するため、亀岡市成人式実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置くことができる。

- 2 実行委員会については別途規程を定め、その規程によるものとする。

(費用)

第8条 成人式に要する費用は、予算の範囲内において亀岡市が負担する。

(庶務)

第9条 成人式に関する庶務は、社会教育課において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から実施する。